

# David Hume『イギリス史』<sup>1)</sup>における政治と経済

大野精三郎

I 私は以前、最近の問題提起に照応し、『イギリス史』の再検討をはじめ、その一部を発表した<sup>2)</sup>。このノートでは、それを補足して『イギリス史』における政治と経済の関係を再検討することによって、問題を1歩前進させたいと念願している<sup>3)</sup>。これまで『歴史』は、イギリス政治史とみなされ、その主要部分をなす16・7世紀の政治解釈が、18世紀イギリスの二大政党のいずれの政治理論の反映であるとみられるかについて激しい論争をひきおこし、『歴史』研究史の上で最も重要な論点をなしてきた。他方、その経済思想は、自由主義を擁護する最大の歴史家という評価から、『イギリス史』では、むしろ、かれが『政治論集』で展開した自由主義思想からの後退を示していることが指摘されてきた。そして最近の問題提起は、Humeをふくむスコットランド歴史学派の理論的核心を唯物史観の先駆的1形態であるところにありとし、Humeの『イギリス史』をその観点から研究する必要を示している。『イギリス史』における政治と経済の問題を再検討することは、『歴史』の研究の重要な課題である。しかしあれわれは『歴史』において、直接にこの問題についてのHumeの回答に接することはできない。むしろ『歴史』の根本的意図、方法を明らかにしつつ、この問題が如何なる視角からとりあつかわれているか、また『イギリス史』全体のなかでどのような意義をもっているかということを問うことからはじめなければならない。

II このような手続きが必要なのは、『イギリス史』の構成と敍述形式に由来する。Humeはその敍述において

1) David Hume, *The History of England from the Invasion of Julius Caesar to the Abdication of James the Second, 1688, 1754—62.* テキストとしてNew York(Harper)において出版された出版年不詳の6巻本を使用し、以下『歴史』と略称し引用する。

2) 「David Humeの歴史観における経済—『イギリス史』の再検討」(経済研究 第18巻第4号)。

3) Humeについて多くの論稿を発表している田中敏弘教授は、最近「ヒューム『イギリス史』の一考察」(経済学論究 第21巻第4号)によって、ここで取り扱おうとしている問題を、もっと広汎かつ明快に論じているので参考されたい。

て、年代史構成の旧套を踏襲しながら、経済・政治および文化についての自己の見解を随所に挿入してゆく仕方をとっているため、一見『歴史』を混沌とした年代史的人物評伝の堆積物のように思わせ、その基本テーマの喪失をなげかせるほどである。すなわち『歴史』は純粹に年代史的構成をとり、サクソン時代以来17世紀名誉革命に至るまでのイギリス国王の各治政が、章別にわかれたりあつかわれ、そのなかで、国王の即位と退位の間に起った重要なできごとが述べられている。そして各治政の末尾に「雑録(miscellaneous transactions)」として、その治政下で公布された重要な法律あるいは人民の生活状況などが記録されている。これらの事項は、さらに拡充・整理されて、すなわち主要な制定法のほか、人民の経済生活、財政、重要な発明および科学活動などのいわゆる文化史的事項が、主要な治政の終りに「付録(appendix)」として、独立してとりあげられ統一的に述べられている。『歴史』のこの構成は、その主要部分が、各治政における国王の政治活動、とくに軍事活動によって占められることから、一見、年代史的変遷の記録のように思わせる。しかしけっしてそうではない。Humeの主要な興味が、敍述においてわずかの部分しか占めていない「雑録」「付録」にあること、いいかえれば、かれの関心が経済・財政・科学などの歴史にあることを、かれ自身『歴史』のなかで明快に述べている。これらの事項は、「時代の精神」(H. III. p. 311)を示すものであり、「その時代の風習を示す瑣末な諸事項でさえ、戦争や交渉の大事業より教訓的であり、同時に興味深いものである」(H. IV. p. 41)と。さらに進んでかれは文化史的事項の重要性を強調し、「これらの事項(政府の形態、風習、財政、武器、商業および科学一筆者)についての正しい理解が形成されないばあいには、歴史は教訓的でありえず、しばしば理解されないであろう」(H. IV. p. 496)。『歴史』の主要な効用は、この種の研究に材料を提供することであり、かつ歴史家の任務はこれから適切な推論・結論を指摘するところにある。(H. V. p. 518)とさえ述べている。これらの社会・文化史的接近の仕方の重要性の強調は、「雑録」「付録」が『歴史』のなかでおかれた不當に

小さな位置にもかかわらず、きわめて重要な意味をもつてることを示すものであろう。かくして『歴史』の基本テーマと方法とを問うことが必要になってくるのである。ここで大雑把に要約してみれば、つきの如くであろう。『歴史』の根本的意図は、抽象的に言えば、自然状態から文明に向う「人間精神(human mind)の歴史」(H. V. p. 84)である。ところで人間精神の発展を規定する諸要因は、Humeによれば二つにわたられる。一つは、気候、地理的諸条件、土地の肥沃度、民族的資質などの自然的諸原因であり、他の一つは、法習慣、政府の形態などの精神的諸原因である。Montesquieuと異なり人間精神に及ぼす自然的諸原因の影響を否定するHumeは精神的諸原因に人間精神の進歩の要因を求めている。これらの要因のなかで、Humeが最も重要視するのは政府の形態である。「余りにも不動なそして画一的な政府は、自由であることは稀れではあるが、ある人々の意見によれば他の顕著な不便をともなう。それらの政府は、人々の積極的な諸力を減らし、勇気・発明の精神を抑圧し、人々の間に広く行きわたる怠惰を生むのである」(H. VI. p. 363)。このように人間精神に重大な関係をもつ政府は如何に成立し、いかなる機能または任務をもつものであろうか。Humeは国家を人間社会の発展に必要不可欠な補足物あるいは補助者とみている。家族を中心として血縁的また地縁的に形成される社会の成立の契機は優れてそれがもつ経済的利益である。すなわち人間は孤立・分散しては生活の全必要物を生産することができず、分業による生産力の増加を、交換を通じて、その分配に加わることによって成員は、その利益に与ることができる。従って社会の発展のためには各個人の私有財産は自由に享受されていなければならず、生産物の交換は力によらず相互の合意によっておこなわれることを必要とする。そして契約は違背がないことを条件とする。これら社会を形成するに必要な原則は、Humeにおいて正義の原則とよばれ、ときには社会の憲法とよばれる。社会の発展の途上において成立する国家の任務は第1に、社会に必要な正義の原則を実行することである。すなわち社会の成員をあらゆる侵害から守り、私有財産を維持することであり、第2に、これら原則を侵す者を処罰することである。第3に、分業と交換とが円滑に行われるため、正義の原則を明確にすること。これら要するに「永遠の、高貴な保障」である法による私有財産と契約維持である。言いかえれば国家の任務はなによりも社会の成員に市民的自由(civil liberty)を保証することである。これらに加えて、政府はさらに社会が必要とする

共同事業、橋梁・港湾の建設をおこなうことがその任務となる。政府が正義の実行と外敵の侵入を防ぐという二つの根本的任務を果すならば、そのことは、人民の側で限りなき忠誠と服従の義務を負うことになる。政治の問題が被統治者としての人民の側の利益から生まれ、従って政府の存在理由が、ただ政治によって導かれるとしても、Humeによれば、既存の政府にあってはこの事情が唯一の尺度として適用されるものではない、いいかえれば忠誠の義務は政府がつくりだした利益の程度にかかるものではない。このばあいも一つの契機が問題となる。それは人間が一般に古い制度を好むということであり、政府の権威は、慣習を重要視する国民と論に最終的に依存する。Humeによれば、「風俗と慣習こそ人間の行為を導く原理であり」(H. IV. p. 105), 「理性ではなく、習慣が人間の指導原理」(H. V. p. 4)であるからである。従って政府の権威こそまさに、政府の存在に不可欠な要素となる。「自由のみならず権威もまた統治上必須である。権威は、自由を規制し、保護することができる唯一の法を維持することによって、自由自体を維持するために必須なのである」(H. V. p. 197)。

ところでこのような市民的自由を保障し、権威をもつ安定した政府は、歴史上一挙に成立したのではなく、イギリスにおいては17世紀後半の名誉革命においてであった。このような近代的政治の成立を歴史的にあとづけることが『歴史』の主要問題のひとつである。

ところで、このような政府を成立せしめたのは社会の発展とりわけ経済的発展によって齊らされた。すなわち狩猟・漁撈；農業、農工業併存の段階を通じて達成された。また科学・文芸・教育活動もこれらを促進する重要な要素である。これらは「精神を拡げ、気質をヒューマナイズする」(H. V. p. 235)からである。これらが全体として、「市民社会」の成立を齊らしたのである。『歴史』の主要テーマは具体的にいえば、Mossner<sup>4)</sup>教授が適切に指摘したようにイギリスにおける安定した政治による市民社会の成立史であると云ってよいであろう。

ここで『歴史』における「市民社会の成立史」を詳細にあとづけることはできない。かれの政治論との関連で二、三の特徴を指摘するに止まる。市民社会史論としてみた『歴史』の最も注目すべき特徴は、Hume理論の二面性である。すなわち、かれは一方では、商工業発展の必然性とその広汎な影響力を承認しながらも、他方で

4) E. C. Mossner "An Apology for David Hume, Historian," Publications of the Modern Language Association of America, LIV, 1941. pp. 680—81.

はなお権威の擁護を主張する。このことはとりわけ 17 世紀前半の政治闘争の解釈においてあらわれている。そこでは自由にたいする批判さえふくみ、しばしば『歴史』の理解を困難にしているのである。

**III** 狩猟と漁撈を主とするアングロ・サクソンの時代には、人々は自然状態に近かった古代ゲルマン人ほどではなかったが、かなりの「自然的自由」を享受していた。かれらは「財産の平等によって、個人が独立性を保証されていたので、かれらの政治形態にはかなりの民主主義の混合がみられた」(H. II. p. 513)。しかしきれらは「一般に粗野で非文明的な国民であり、文芸を知らず、機械的技術には不熟練で、法と政府とに従うことに不慣れであり、不節制、暴動、騒乱に没頭していた」(H. I. p. 177)。従って国王は、絶えず増大する家臣(earl)の権力を統制し、外敵を撃退する力に欠けていたため、きわめて大きな不安全が絶えず国内を支配したのである。

この「自然的自由」は、ノーマン・コンクエスト(1066年)によって、ウィリアム王が新らしい占有・服従・軍事組織をイングランドに導入したとき広汎に破壊された。封建制は、「巨大な構造物であり、数世紀のあいだ世界の如何なる時代とところにおいても経験しなかったような自由と抑圧、秩序と混乱、安定と革命の混合物を保持したのである」(H. I. p. 144)。封建制が樹立されてしまらくは、国王の支配と領主支配とはかなり巧く両立していた。というのは大領主たちも、国王と同じくノルマントン人であったから異国において国王に従属する必要を感じていたからである。しかし 12 世紀の終りになると、国王は、絶えず大領主の挑戦をうけしばしば殺害されたり、ときには退位せしめられた。しかし当時人民のあいだに充分な権威を獲得した大領主は、弱力で暗愚な国王をしてマグナ・カルタのなかで領主の権利と自由民の権利を承認させるに至った。しかしこの憲章は憲法を示すものではなく、定まった公法のなかだった時代においては希望の表明としてのみ役立つにすぎなかった。憲章が更新され、しばしば再確認されなければならなかったのに多くの時代を要したからである。この世紀の特定の時期の権威の実際の配分とそれぞれの権威の限界はきわめて不確定であり、政治はよく確定された権利の体系というよりは、むしろ状況と人間とに負うものであった。13・14 および 15 世紀において、大領主は当然の結果として国王の権力を制限したが、それは市民的自由(civil liberty)の増加ではなく、むしろ減少をもたらした。この時代においては平和にたいする脅威は、国王の貪欲ではなく、強力・無法な領主の専王的な圧政であった。文明への主

要な危険は、国王権力の増加ではなく、王国野蛮な領国に分割する領主の野望であった。数世紀を通じて国王が自己的政治をほとんど全国的に拡大することに成功した時期もあったし、また領主の一部がまた全部が合同して国王を単なる虚名にすぎない地位におとした時期もあった。この領主の自由と国王の権威、混乱と秩序との闘争は、近代における地方と宮廷の対立と同じように解釈されてはならない。領主たちは全国民的・平等の自由を擁護するどころか、自分たちの不平等な恣意的な権力を増大または維持するために力をそいだ。これに対抗して自己の支配を拡大・確立するために国王は、おそらくは無意識的に人民の全体の自由を生みだすように努力するに至ったのである。農奴の独立と安全とに破壊的であり、それらを絶対的な隸属状態におき、商工業の衰退な状態を維持してきた封建制は、財産のさまざまの分割・混合によって弛緩しはじめかなり独立的な小土地所有者および都市住民を生みだしていた。13 世紀の終りに国王は領主に対抗して戦費を調達するため、これらの階層の代表者を招集し、自己の家臣たちと同席させ協議させた。これが、のちの庶民院(House of commons)の起源である。従って、この時代においては国王の権力が大であればあるほど、人民の市民的自由は大きかったのである。Hume はいう。「この時代において人民の利益を増進したのは、人民の特権ではなく、国王の権力であった」(H. II. p. 115)と。しかし自由の萌芽がみられるというものの、全体としての政治はきわめて不安定、恣意的なもので自由の制度とは遙かに遠かったものであったことを 14 世紀終り、Edward III 世の治世の評価のなかで次のように手ぎわよく要約している。「マグナ・カルタの妥当性と権威とについての闘争が今や終りをつけ、国王はいくつかの制限におかれていることが明らかとなった。Edward 自身は偉大な能力をもち、寵臣に支配されず、気ままな情熱によって導かれず、人民の平和を保持すること以外にかれの利益に重要なものはありえないということを自覚していた君主であった。それにもかかわらず全体としてみれば、その政府は精々よくいって、野蛮君主制(barbarous monarchy)にすぎず、ある一定の格率によって規制されたものでもなければ、また実践において几帳面に尊守された一定不变の法によって守られたものでもなかった。国王は一つの原則に従って行動し、領主は他の原則に、市民は第 3 の原則に、僧職階級は第 4 の原則に従って行動した。すべて、これらの政治原則は相反し、矛盾するものであった。それは偶然が幸いするところによってそれぞれに優勢を示した。国王は自己の権力

を優勢にし、また国王の弱さは領主階級を勝手気ままにさせた。迷信深いこの時代は、僧職階級の優位に任かせた。人民は——その人々のために政府が創設され、主として考慮に価するのだが——、全階級のなかで最も弱い階級であった。だが、他のいかなる階級にも憎悪されること少なかった庶民の階級は、動乱の激しさのなかに沈潜していたけれども、より平穏な時代には黙々と頭角をあらわした。そして嵐の吹きまくっているときには、あらゆる方面からご気嫌を伺われ、その結果、かれらの特権にいくつかの譲歩を、あるいはまた悪くとも、それらの特権の確認を得たのである」(H. II. p. 277—8)。

封建制下の「これらの、平和と自由にひとしく反対な無秩序・放従な小暴君たちをひきおろすためには、次の時代、すなわち、国王の絶対的権威が必要であった」(H. II. p. 513)。イギリスでは Tudor 王朝の下で、憲政は絶対王政の様相をおびた。15世紀に、大領主の旧い家系はほとんどなくなつたが、しかし絶対君主制の成立は、それをあらゆる技術の進歩とアメリカの発見に負うものであった。というのは領主たちは、次第に新たな奢侈品を買うために所領地を売却し逆に技術をもつ人がかれらの企業者としての活動から次第に所有・独立と重要性を獲得した。そしてアメリカの発見による多量の金・銀の流入の結果である価格騰貴がこの過程に拍車を加えることになったのである。「貴族の没落とこの中産階級の勃興とのあいだの中間期に、主権者は当面の状況を利用してほとんど絶対的な権威をもつに至つたのである」(H. IV. p. 374)。この時期において君主制は「法と諸制度によってのみ国内の平和を維持する文明君主制 (civilized monarchy)」(H. III. p. 20) の段階に入つてはいたが、法を国王の布令(proclamation)で補い、これらをしばしば国王の専政的権力で実施した。議会は、古い民主的手続を保存しながらも全く形骸化した。旧負債の廃止・貨幣の改鑄・徳税(benevolence)の徴集など、「(その時代不間に付された)国王のこれらの権力、なにびとでも官職につかせる強制力、およびなにびとでも好む時期に投獄する力は、負債を取りつける慣行を述べるまでもなく、国王を個人の人格および財産の絶対的主人たらしめた

のである(H. III. p. 292)。これが「自由に危険であった」(H. IV. p. 498)ことはいうまでもない。

商工業の発展にもかかわらず、政治体制は依然として変わらなかった。Hume は、17世紀初頭、前期ステュアート王朝の James 1世の即位の政治状勢を規定して、「イギリスの政治は現在よりはるかに恣意的であった。すなわち国王の大権は現在よりはるかに制限される事少く、人民の自由は現在よりはるかに不正確にしか規定されておらず安定性もなかった」(H. IV. p. 496)と述べている。国王の権力は依然、専制的・絶対的であり、この下での議会はきわめて隸属的であった。このような絶対的権力は 17世紀前半において自由と衝突し、政治革命を惹起する。この闘争の過程において Hume は、庶民院(House of Commons)が絶えずその自由を拡大していくことをあとづけているが、しかし現実には、自由の側がより大きな市民的自由、よりよき憲法を希求したのではなく、むしろ貨幣にたいする執着心と自己の権力の増加の野望によって行動したことを指摘し、権威の側である James I世, Charles I世が全般的に従来の憲法の枠内で行動に終始していたことを立証し、権威の擁護に努めている。しかし政治闘争の結果として名誉革命については、その成果を承認している。「われわれの国において、それ(名誉革命)以来、最高の政治体制ではないにせよ、少くともかって人類のうちで知られている最も完全な自由の体制を享受していると断言してさしつかえないものであり、誇張の危険は少しもないであろう」(H. VI. p. 368)。このように『歴史』は、自由と君主制の混合した政治体制の下での市民社会の成立を明らかにしているのである。

**IV** Hume の『歴史』はのちに同じスコットランド学派に属する John Millar から激しい批判をうけた<sup>5)</sup>。その批判の基調は、Hume が自由を矮少化し、とりわけ革命以前の時期における政治的自由の発展をことさら軽視している点にむけられている。このことは、『歴史』における市民社会の成立論が、そのままこの学派の出発点・基礎をなしているとみるとみることのできないことを物語っているように思われる。

5) 抽稿「16—7世紀のイギリス政治史解釈についての Hume と Millar の対立」(経済研究 第 11 卷第 3 号)。